

一般事業主行動計画

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員・・・年に1人以上取得すること。

目標2 育児休業中の諸制度を周知する。

一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 管理職に占める女性労働者の割合、60%以上にする。

目標2 有給休暇の取得率を、正規は35%以上、非正規は55%以上にする。